

放射能に関する各市対策状況

食の安全 <給食>

下線はH25.5以降の変更箇所

H26.5

食の安全と環境を考える会

	柏市	我孫子市	松戸市	流山市	野田市	印西市	佐倉市
機器ごとの検査開始日	A : H23. 8 B : H24. 1	A : H23. 10 B : H24. 5	A : H23. 10 B : H24. 2	A : H23. 8 B : H24. 5	A : H23. 8 B : H24. 6 C : H24. 10	H24. 1	H24. 2
測定器	◆小中学校 A、Bともゲルマニウム半導体検出器 放射性ヨウ素131、セシウム134、137 それぞれ個別表記 A: 給食で使う食材の測定 一般の食材: 検出下限値 セシウム134、137 各10Bq/kg 牛乳: 検出下限値 同 1Bq/kg B: 提供後の給食を丸ごとミキサーにかける方法による測定 A、Bとも外部委託 ①中外テクノス H23、H24 検出下限値は1Bq/Kg(前後) ②千葉県環境財団 H25 ③千葉県薬剤師会検査センター H26 ◆保育園: 以下へ委託 中外テクノス 千葉県薬剤師会検査センター H24 千葉県環境財団 H25 ◆幼稚園 (株)江東微生物研究所	A: 農政課に1台 ・NaI(TI)シンチレーション検出器LB2045(ペルトールジャパン社製) 検出限界値 セシウム134、137 個別表記 (※分析機器のソフトウェアのバージョンアップに伴い、平成24年6月から個別表記) B: 学校教育課に1台 ・Bと同機種で検出限界値を個別表記にバージョンアップした 検出限界値 セシウム134、137 個別表記 (※Aの分析機器と同じく、ソフトウェアのバージョンアップに伴い、平成24年6月から個別表記) ★平成23年10月に市(農政課)で分析機器を導入して以降は、ゲルマニウム半導体検出器による検査を除き、外部委託による検査は行っていない。 ★ゲルマニウム半導体検出器(Ge)を用いて、新米・パン用小麦粉・牛乳の検査と、給食まるごと検査を実施 ＜Geの委託検査機器は以下のとおり＞ ①H24.9～ GC4020(CANBERRA社):千葉県環境財団 ②H24.10～ GEM20P4-70(ORTEC社):千葉県環境財団 ③H25.4～ 7500SL(キャンベラ社):中外テクノス	A: 農政課に1台 ・NaI(TI)シンチレーション検出器=ドイツ製(2月よりBの機種を使用) B: 保健体育課に1台 ・NaI(TI)シンチレーション検出器=日本製 テクノエービーTN300B-ベクレルモニター ☆測定下限値は 放射性ヨウ素131、セシウム134、137 各10Bq/kg ☆測定は放射性ヨウ素131、セシウム134、137 個別表記 放射性ヨウ素131の測定値は、H24年2学期から表示せず	A: 農政課に1台 学校教育課、保育課で共用 ・NaI(TI)シンチレーション検出器 B: 消費者庁貸与で給食専用とし、学校教育課、保育課で使用 ・NaI(TI)シンチレーション検出器=日本製千代田テクノル ☆測定下限値は、セシウム134、137各10Bq/kg(30分) 合計で25Bq/kg未満を「検出せず」としている ☆測定はセシウム134、137 個別表記	A: 農政課 B: 消費者庁貸与(第3次) C: 消費者庁貸与(第4次) 学校教育課、保育課で共用 ・B、CともNaI(TI)シンチレーション検出器 Bは韓国製FS300 Cはスウェーデン製GDM-12 ☆測定下限値 セシウム合計25Bq/kg ☆測定はセシウム134、137 個別表記	農政課配備の測定器を、指導課が共用 ・NaI(TI)シンチレーション検出器=日立アロカメディカルCAN-OSP-NAI ☆検出限界値 ・保育園25Bq/kg ・学校30Bq/kg20Bq/kg LB2045 ☆検出限界値20Bq/kg ☆測定は 放射性ヨウ素131、セシウム134、137 個別表記	農政課配備の測定器を、指導課が併用 ・NaI(TI)シンチレーション検出器=日立アロカメディカルCAN-OSP-NAI ☆検出限界値 ・保育園25Bq/kg ・学校30Bq/kg20Bq/kg LB2045 ☆検出限界値20Bq/kg ☆測定は 放射性ヨウ素131、セシウム134、137 個別表記
検査内容	①給食食材の産地が移行する前に測定していた ②給食丸ごとミキサー検査・1週間分をまとめて実施 ☆自校式は7エリアに分け学校ごとに実施 自校:小33校 中16校 センター:小8校 中4校 ★保育所、キッズルームは提供後の1週間丸ごと検査のみ。随時実施。	①給食食材の使用前検査 (新米、パン用小麦粉、牛乳はゲルマニウム半導体検出器(Ge)) ②提供後、1週間分の給食丸ごとミキサー検査 各校毎週。毎月第一週分についてはゲルマニウム体検出器(Ge)で検査。 ★保育所: 使用前食材の検査は週2回、提供後の1週間分丸ごとミキサー検査は月1回、それぞれ実施。	①使用予定の給食食材を使用前検査。毎週1回12品目。 ②給食1食丸ごとミキサー検査。週4日、2週間のサイクルで全校一巡。 ☆松戸市は全校自校式 ☆学校収獲物も対象 ★保育所: 使用前検査は週1回、提供後の1食丸ごとミキサー検査は週1回実施。	①給食食材の使用前検査(週2回2校ごとに各4品目ずつ) ②給食1食丸ごとミキサー検査(H24年6月から) 毎週金曜日に5校でそれぞれ前日分を実施。4週で全校一巡する。 ★保育所: 使用前検査は週2回、提供後の1食丸ごと検査は週1回実施。	①調理前の給食食材43品目を使用前検査 ②給食1食丸ごとミキサー検査32食 ①②合計75検体を毎週測定する体制をとる。 ☆市場に流通しない野田産農作物は教育委員会が実施 ☆市内産農産物は農政課 ☆学校収獲物 ★保育所: 公私20施設で、調理前食材検査、調理後1日分ミキサー検査を実施。	①使用予定の給食食材を使用前検査(数日から約2週間前) 各センター月1回 ②給食1週間分丸ごとミキサー検査。各センター月1回(H24.9～) ★保育所: 使用前食材検査を週1回実施。	月～金曜日の午前中に、当日に使用する給食食材から1日2校で1校当たり2品目を選定し測定 ☆給食1食丸ごと検査はおこなっていない。 ★公立・民間保育園: 月～木曜日の午後、翌日に使用する給食食材から2品目程度を選定し検査。
通知・公表	①学校・幼稚園・保育園等に通知、学校から保護者に通知 ②HP ③広報紙は随時掲載(H25年度～)	①学校に通知 ②希望業者に通知 ③HP ④広報	①HP	①学校へFAXで通知 ②HP ③流山安心メール配信	①保護者に給食だより ②HP	HPのみ	検査結果が分かり次第、学校はHPで対応・保育園には通知
検出下限値を超えた値が検出された時の対応	安全が確認できるまで使用禁止	①給食食材: 学校給食には使用せず。 ②1週丸ごと検査: 1週間分をストックし、該当校分の追跡調査、再検査を実施。	①給食食材: 学校給食には使用せず。食材は精密検査。 ②1食丸ごと検査: 提供食をストックし、精密検査。	①下限値25Bq/kg以上の場合、学校給食には使用しない ②Geで精密検査(千葉県薬剤師会に委託)	①給食に使用しない。 ②基準値の50%を超えた場合Geで精密検査(国民生活センター)	20Bq/kg以上の場合、学校給食には使用しない。事前検査なので産地を変える 20Bq/kg以下は使用	使う食材の使用を止めることやその日の給食を取りやめる対応を考えている

<参考>

「検出下限値」は、その機器で検出できる最小の量(値)のことで、測定上では個々の検体の重量・密度・性状・形状・測定時間によって異なってきます。「検出限界値」は化学分析の用語で、やはり検出できる最小値を言います。当会作成のこの表では、各自自治体の表記を用いています。